

## 簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 3月27日

宇治市長 松村 淳子  
(担当課：契約課)

### 記

業務名	事業場排水等の水質分析業務委託		
業務場所	市内一円		
契約期間	令和8年4月28日 ～ 令和9年3月31日 338日間		
業務概要及び条件	下水の水質分析業務委託		
予定価格	¥1,609,388 (税込)	最低基準価格	¥1,126,000 (税込)
見積参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②計量証明事業者（濃度：大気、水又は土壌中の物質）			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和8年4月2日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
見積予定	予定日 令和8年4月22日(水) 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による見積を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

## 説明会に替えて連絡する事項

- ・本件は単価契約です。競争は合計金額で行いますが、各単価の決定は予定価格を上限として協議し、成立すれば契約を締結します。
- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。  
令和8年3月27日（金）午前9時から  
令和8年4月 9日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表としますが、本案件については、令和8年3月31日までに発注する案件のため、指名業者をこれまでどおり事前公表とします。

## 予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

## 事業場排水等の水質分析業務委託仕様書

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部下水道計画課の発注する「事業場排水等の水質分析業務委託」に適用する。

### (委託概要)

第2条 本委託は、宇治市公共下水道（東宇治処理区）及び木津川流域関連宇治市公共下水道（洛南処理区）の供用開始（予定）区域内の事業場排水等について、現地において採水を行い、別表に掲げる項目（温度を含む。）の水質分析を行うものである。

### (委託場所)

第3条 委託業務の場所は、宇治市公共下水道（東宇治処理区）及び木津川流域関連宇治市公共下水道（洛南処理区）の供用開始（予定）区域とする。

### (委託期間)

第4条 本業務の委託期間は、次のとおりとする。  
契約日 から 令和9年3月31日 まで

### (分析方法)

第5条 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年12月17日厚生省、建設省令第1号）に定める方法とする。

### (分析機関)

第6条 ダイオキシン類の分析については、特定計量証明事業者の認定を受けた事業者が行うものとする。

### (業務の遂行)

第7条 本業務の遂行については受注者が一貫して行うこととする。ただし、特定計量証明事業者の認定を受けていない受注者がダイオキシン類測定の一部又は全部の作業を再委託する場合は、再委託通知書及び下請け者が特定計量証明事業者の認定を受けた事業者であることの証明書、再委託業務遂行計画書を提出し、あらかじめ担当職員の承諾を得ることとする。

(道路上にあるマンホールからの採水)

第 8 条 道路上にあるマンホールから採水を行うときは、事前に道路交通法第 77 条に定める道路の使用の許可を受けたいうえで行うこと。

(安全の確保)

第 9 条 人孔内採水のときは孔内の酸素濃度や硫化水素濃度を確認し換気を行う。また道路上での採水では交通安全管理を行うなど、十分に安全を確保してから採水を行うこと。なお、国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課及び下水道事業課から令和 7 年 8 月 4 日付事務連絡で発出された「下水道管路作業等における安全確保の徹底について」及び「下水道管路作業等における安全確保の徹底について(その 2)」を踏まえて現場作業を行うこと。

(諸法規の遵守)

第 10 条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、関連する諸法規を遵守するものとする。

(作業日)

第 11 条 作業は、担当職員の指示する日に行うものとし、受注者は現地において採水作業を行うものとする。また、作業は 6 回/年を予定している。

(受注者の負担)

第 12 条 本仕様書等に定めるほか、下記に掲げる費用は受注者の負担とする。

- 1) 本仕様書等に明記されていない軽易な事項
- 2) 本業務に必要な道具 (マンホールキー等の人孔を開ける道具、採水道具等)

(書類等の提出)

第 13 条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。なお、3)業務遂行計画書に人孔内作業時の作業用安全チェックシートを含むこと。

- 1) 業務着手届 (契約締結後 7 日以内)
- 2) 主任技術者通知書 (契約締結後 7 日以内)
- 3) 業務遂行計画書 (契約締結後 7 日以内)
- 4) 業務完了届 (業務が完了した時)
- 5) 分析結果報告書 (計量証明書) (業務が完了した時)
- 6) その他必要とする書類

(業務委託料の請求)

第 14 条 業務委託料の請求については、検査合格した業務ごとに請求するものとする。

(発注件数)

第 15 条 別紙「単価表」に記載の予定件数については、あくまで予定であり、発注件数を確約するものではない。

(個人情報の保護)

第 16 条 受注者は、個人情報の取扱いに十分注意するとともに、秘密保護を厳守し適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一、個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

(疑義)

第 17 条 本業務に着手するにあたり、疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方協議の上、決定するものとする。  
なお、協議の結果、金額等の変更が発生する場合においても、発注者及び受注者双方協議の上、決定するものとする。

(その他)

第 18 条 本仕様書等がない軽微な事項については、双方協議の上決定するものとする。

事業場排水等の水質分析業務委託

項 目	予定件数
水素イオン濃度(PH)	57
生物化学的酸素要求量(BOD)	57
化学的酸素要求量(COD)	57
浮遊物質(SS)	57
ノルマルヘキサン抽出物質量(鉱油類含有量)	56
ノルマルヘキサン抽出物質量(動植物油類含有量)	56
窒素含有量	56
燐含有量	56
沃素含有量	55
フェノール類	18
銅及びその化合物	7
亜鉛及びその化合物	10
鉄及びその化合物(溶解性)	7
マンガン及びその化合物(溶解性)	13
クロム及びその化合物	7
ニッケル含有量	7
カドミウム及びその化合物	10
シアン化合物	8
有機リン化合物	2
鉛及びその化合物	10
六価クロム化合物	10
砒素及びその化合物	7
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	7
アルキル水銀化合物	2
ボリ塩化ビフェニル	5
トリクロロエチレン	17
テトラクロロエチレン	17
ジクロロメタン	3
四塩化炭素	1
1,2-ジクロロエタン	1
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	1
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	1
1,3-ジクロロプロペン	1
チウラム	1
シマジン	1
チオベンカルブ	1
ベンゼン	1
セレン及びその化合物	6
ほう素及びその化合物	8
ふっ素及びその化合物	8
1,4-ジオキサン	6
ダイオキシン類	1
大腸菌数	4
出張採水料(事業所のみを採水する場合)	4
出張採水料(幹線人孔採水を含む場合)	2

事業場排水等の水質分析業務委託 単価表

項目	単価 (単位:円、税込)	予定件数	金額 (単位:円、税込)
水素イオン濃度(PH)	275	57	15,675
生物化学的酸素要求量(BOD)	1,694	57	96,558
化学的酸素要求量(COD)	1,210	57	68,970
浮遊物質(SS)	935	57	53,295
ノルマルヘキサン抽出物質量(鉱油類含有量)	1,650	56	92,400
ノルマルヘキサン抽出物質量(動植物油類含有量)	1,650	56	92,400
窒素含有量	2,420	56	135,520
炭含有量	1,870	56	104,720
沃素含有量	1,210	55	66,550
フェノール類	1,210	18	21,780
銅及びその化合物	1,210	7	8,470
亜鉛及びその化合物	1,210	10	12,100
鉄及びその化合物(溶解性)	1,210	7	8,470
マンガン及びその化合物(溶解性)	1,210	13	15,730
クロム及びその化合物	1,210	7	8,470
ニッケル含有量	1,210	7	8,470
カドミウム及びその化合物	1,210	10	12,100
シアン化合物	1,210	8	9,680
有機燐化合物	6,050	2	12,100
鉛及びその化合物	1,210	10	12,100
六価クロム化合物	1,210	10	12,100
砒素及びその化合物	1,210	7	8,470
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	2,640	7	18,480
アルキル水銀化合物	10,230	2	20,460
ポリ塩化ビフェニル	16,280	5	81,400
トリクロロエチレン	2,090	17	35,530
テトラクロロエチレン	2,090	17	35,530
ジクロロメタン	2,090	3	6,270
四塩化炭素	2,090	1	2,090
1,2-ジクロロエタン	2,090	1	2,090
1,1-ジクロロエチレン	2,090	1	2,090
シス-1,2-ジクロロエチレン	2,090	1	2,090
1,1,1-トリクロロエタン	2,090	1	2,090
1,1,2-トリクロロエタン	2,090	1	2,090
1,3-ジクロロプロペン	2,090	1	2,090
チウラム	9,790	1	9,790
シマジン	7,260	1	7,260
チオベンカルブ	7,260	1	7,260
ベンゼン	2,090	1	2,090
セレン及びその化合物	2,420	6	14,520
ほう素及びその化合物	2,090	8	16,720
ふっ素及びその化合物	1,650	8	13,200
1,4-ジオキサン	6,050	6	36,300
ダイオキシン類	145,200	1	145,200
大腸菌数	4,840	4	19,360
出張採水料(事業所のみを採水する場合)	38,720	4	154,880
出張採水料(幹線人孔採水を含む場合)	47,190	2	94,380
合計金額(消費税相当分含む)			1,609,388